

1 第二期地方分権改革の推進と地方税財源の充実確保

(関係省庁) 内閣官房, 内閣府, 総務省, 財務相, 農林水産省,
林野庁, 水産庁, 経済産業省, 中小企業庁, 国土交通省

[1] 趣 旨

政府の「地方分権改革推進委員会」では、昨年5月に国と地方の役割分担の基本的な考え方や重点行政分野の抜本的な見直しなどを内容とする「第1次勧告」、12月には、義務付け・枠付けの見直しと国の出先機関の見直しを内容とする「第2次勧告」が示され、今後、地方税財政制度の見直し等を盛り込んだ「第3次勧告」が示される予定である。

しかしながら、これまでの勧告に対する政府の姿勢は消極的であり、改革実現への道のりは、極めて厳しいと言わざるを得ない。

真の地方分権を確立するためには、国と地方の役割分担の根本的な見直しを行った上で、その役割分担に応じた事務・権限及び税財源の再配分を一体的に行うことによって、地方の自治体経営における自主性、自立性を確保することが不可欠であり、国においては、政治的リーダーシップを強く発揮し、地方分権改革を一体的、かつ早期に実現する必要がある。

また、三位一体の改革後、国は、多くの市町村・民間団体への国庫補助負担金事業を都道府県を介さない方式に改め、また、新たに創設した事務事業についても、都道府県を介さず、あるいはその役割を限定的なものとしている。

こうした国の動向は、地方における施策の調整を困難とするだけでなく、国の出先機関の温存や二重行政の拡大を招くおそれがあるなど、地方分権改革に逆行するものであり、当該事業の廃止・見直しを進める必要がある。

[2] 内 容

1 国と地方の役割分担の見直し

地方の権限と責任を大幅に拡充し、基礎自治体と広域自治体がそれぞれの役割分担に応じて自主的、自立的な行財政運営を行えるよう、真に地方分権の理念に沿った大胆かつ着実な改革を進めること。

とりわけ、一般国道及び一級河川の直轄区間の移管については、必要な整備・管理水準を確保するための財源等に関して適切な措置を講じた上で、都道府県への移管を実現するとともに、農地転用に係る国の許可権限、商工会議所の定款変更等に係る国の権限の移譲などを進めること。

2 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化

義務付け・枠付けの見直しについて、第2次勧告で、国の関与を存置するメルクマールに該当しないと判断された約4千条項については、関連する政省令を含め、地方公共団体の自主性を強化する観点から、原則、廃止を基本に見直しを進めること。

国の出先機関の見直しについて、真の地方分権改革を推進し、また、国が国本来の役割に専念す

るためにも、権限移譲と財源措置を一体的に行うことを前提として、地方への移譲の方向で大胆に進めること。

3 地方への権限移譲等に伴う適切な財源移転

国から地方への事務・権限の移譲、国の出先機関の廃止・縮小に伴う地方への移管に当たっては、まずは、国において組織体制や人員などを十分にスリム化し、その上で、地方において移譲事務を実施するために必要な経費を一般財源として適切に財源移転すること。

4 「(仮) 地方行財政会議」の法律による設置

政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案及び執行に反映させるため、「(仮) 地方行財政会議」を法律によって設置すること。

また、政府は、会議において協議が整った事項については、その結果を尊重するよう努力すること。

5 国庫補助負担金の改革

(1) 国庫補助負担金の廃止・縮減は、地方分権の観点から、国と地方の役割分担、国からの権限移譲や関与を抜本的に見直した上で、税財源移譲と一体的に行うべきであり、第二期改革による見直し後も地方が実施する事業については、その所要額すべてを税財源移譲に含め一般財源として措置すること。

(2) 国庫補助負担金の廃止を行う一方で、従前の国庫補助金と同一又は類似の目的、内容を有する国庫補助負担金、交付金、統合補助金を創設しないこと。

(3) 国直轄事業負担金については、事業費の積算内訳や負担金の対象経費等について情報開示を徹底するとともに、補助事業における対象経費と著しく均衡を欠く対象経費の見直しを行うことや、地方の意見が十分に反映できるよう現行制度の早急な改善を進めること。

また、管理者である国が負担すべき維持管理費負担金については、来年度から廃止すること。

あわせて、国が責任を持つべき事業の縮減や地方に移譲すべき事業の拡大など、国と地方の役割分担を明確化した上で、直轄事業負担金制度の抜本的な改革の方向性を早急に示すこと。

6 地方税の充実強化と偏在性の少ない地方税体系の構築

(1) 税源の少ない地方にあっても、地方公共団体が自主的・自立的な行財政運営を行うことができるよう、国と地方の税源配分を見直し、国税と地方税の税源配分を、まずは5対5とすること。

その大前提として、地方交付税の財源調整機能、財源保障機能を充実・強化するなど、税源の乏しい団体についても地方税、地方交付税を含めた一般財源総額が確保されるよう適切な配慮をすること。

(2) 税源配分の見直しに当たっては、地方消費税の充実を中心とした地方税制の抜本的な改革を行い、偏在性が少なく安定性の高い地方税体系の構築を早期に実現すること。

7 地方交付税総額の復元・増額と機能堅持

(1) 地方交付税は、すべての地方公共団体において、学校教育、社会福祉、社会資本の整備や維持、消防、警察等の基本的な行政サービスを提供できるよう、地方税の地域間偏在を調整し、財源を保障するために必要不可欠な地方固有の財源であり、決して国の財政再建のために削減すべきではない。

平成22年度の予算編成に当たっては、三位一体改革による不合理な削減分を復元し、地方財政計画への地方財政需要及び地方税収入の見積りを適切に行うとともに、臨時財政対策債の発行によることなく所要額を手当することにより、地方公共団体の自主的・自立的な行財政運営に支障が生じないよう、地方交付税総額を確保・充実すること。

なお、地方交付税は一般財源であり、国は個別分野の予算執行状況をとりえて、地方公共団体の自主的な財政運営を阻害するような行為は厳に慎むこと。

- (2) 景気対策や政策減税、財政対策等により、国が過去に約束した地方債の元利償還金等に対する交付税措置については、確実に履行すること。

また、交付税を政策誘導の手段として利用しないこと。

- (3) 地方交付税の算定に当たっては、都市部と地方部の財政力の格差を十分に踏まえ、小規模な地方公共団体の財政運営に配慮した交付税配分となるよう適切な段階補正を行うなどの措置を継続的に講ずること。

- (4) 地方交付税が地方固有の財源であることを明確にするため、名称を「地方共有税」に変更するとともに、国の裁量により一方的に削減されることのないよう国の特別会計に直接繰り入れを行うこと。

- (5) 現下の経済雇用情勢をにらみながら、「地域雇用創出推進費」の平成22年度の拡充と平成23年度以降の継続を行うこと。

8 国が市町村や民間団体を対象に直接実施する事務事業の廃止・見直し

都道府県を介さず、国が市町村等を対象に直接補助等を行う事業については、地方の意見を十分に聴取した上で、廃止・見直しを進めること。

また、対象となる事業のうち、真に必要な事業については、地域の実情を熟知した地方自治体の実施することが適当であり、地方自治体に対し、当該事業の実施に必要な権限及び財源を移譲すること。

9 公的資金による地方債の補償金免除繰上償還制度の継続と拡充

平成19年度から21年度の間、公的資金による地方債の補償金免除繰上償還が実施されているが、依然として高利率な地方債が地方財政運営の支障となっていることから、引き続き、平成22年度以降も継続するとともに、対象となる地方債の利率等の条件を緩和し、公債費負担のさらなる軽減を図ること。